

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況				監査の実施頻度	
	実施した	指摘事項の有無		改善措置の実施の有無		
		○	一			
内閣官房	○	○	○	○	年に1回	
内閣法制局	○	一	一	一	年に1回	
国家公務員制度改革推進本部	○	○	○	○	年に1回	
人事院	○	○	○	○	年に1回	
内閣府	○	○	○	○	年に1回	
宮内庁	○	○	○	○	年に1回	
公正取引委員会	○	○	○	○	年に1回	
国家公安委員会	○	一	一	一	年に1回	
警察庁	○	○	○	○	年に1回	
金融庁	○	○	○	○	年に2回	
消費者庁	○	○	○	○	年に1回	
総務省	○	一	一	一	年に1回	
公害等調整委員会	○	○	○	○	年に1回	
消防庁	○	一	一	一	年に1回	
法務省	○	○	○	○	年に1回	
公安審査委員会	○	一	一	一	年に1回	
公安調査庁	○	一	一	一	年に1回	
検察庁	○	○	○	○	年に1回	
外務省	○	○	○	○	年に1回、毎月	
財務省	○	○	○	○	年に1回	
国税庁	○	一	一	一	年に1回	
文部科学省	○	一	一	一	年に1回	
文化庁	○	一	一	一	年に1回	
厚生労働省	○	○	○	○	年に1回	
中央労働委員会	○	一	一	一	年に1回	
農林水産省	○	○	○	○	その他	
林野庁	○	○	○	○	その他	
水産庁	○	○	○	○	その他	
経済産業省	○	○	○	○	その他	
資源エネルギー庁	○	○	○	○	その他	
特許庁	○	○	○	○	年に1回	
中小企業庁	○	○	○	○	その他	
国土交通省	○	○	○	○	その他	
運輸安全委員会	○	○	○	○	その他	
観光庁	○	○	○	○	その他	
気象庁	○	○	○	○	その他	
海上保安庁	○	○	○	○	その他	
環境省	○	一	一	一	年に1回	
防衛省	○	○	○	○	年に1回	
会計検査院	○	○	○	○	年に1回	
計	40	29	29			

(注) 1 監査の実施頻度が「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は5年で一巡させるなどの取組を行っているものである。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「一」は当該項目に該当がないものを表す。